

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年6月14日
【四半期会計期間】	第19期第3四半期（自平成24年2月1日至平成24年4月30日）
【会社名】	シーシーエス株式会社
【英訳名】	C C S Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 各務 嘉郎
【本店の所在の場所】	京都市上京区烏丸通下立売上ル桜鶴円町374番地
【電話番号】	075(415)8280
【事務連絡者氏名】	経理財務グループマネージャー 梶原 慶枝
【最寄りの連絡場所】	京都市上京区烏丸通下立売上ル桜鶴円町374番地
【電話番号】	075(415)8280
【事務連絡者氏名】	経理財務グループマネージャー 梶原 慶枝
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第18期 第3四半期連結 累計期間	第19期 第3四半期連結 累計期間	第18期
会計期間	自平成22年 8月1日 至平成23年 4月30日	自平成23年 8月1日 至平成24年 4月30日	自平成22年 8月1日 至平成23年 7月31日
売上高(千円)	3,963,975	3,873,861	5,314,233
経常利益(千円)	157,825	25,997	179,005
四半期(当期)純利益又は四半期純 損失() (千円)	60,262	63,786	89,200
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	77,728	69,304	74,482
純資産額(千円)	1,100,327	1,988,443	2,097,268
総資産額(千円)	5,242,110	5,877,774	6,179,555
1株当たり四半期(当期)純利益金 額又は1株当たり四半期純損失金額 () (円)	2,920.15	2,475.53	4,312.42
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	2,916.93	-	4,306.57
自己資本比率(%)	20.99	33.83	33.94

回次	第18期 第3四半期連結 会計期間	第19期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成23年 2月1日 至平成23年 4月30日	自平成24年 2月1日 至平成24年 4月30日
1株当たり四半期純利益金額(円)	529.71	1,564.34

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第19期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

4. 第18期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループは植物育成プラント事業から平成24年4月末に事業から撤退しております。なお、主要な関係会社における異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。また、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」の項目番号に対応したものです。

(1) 事業の廃止および子会社の解散方針について

連結子会社である株式会社フェアリープラントテクノロジーは、創業以来継続して営業損失を計上してきた結果、債務超過の状態となっております。早期の解消を図るために、当社は当社を割当先とする第三者割当増資をデット・エクイティ・スワップの方法で平成23年5月に引き受けました。また、早期の事業の黒字化を果たすべく、「ミニベジプラント」の拡販に努め、平成23年10月には福井工場においてベビーリーフの受託生産を開始し、収益の改善に努めました。

しかしながら、計画どおりに進捗が得られなかったため、当社の平成24年3月13日開催の取締役会において、植物育成プラント事業を廃止し、併せて同社を解散する方針を決議しました。

これにより、解散及び清算に向けて植物育成プラント事業を平成24年4月末に廃止し、不要となった資産の売却等を計画しておりますが、その過程において売却価格によりましては、特別損失が発生する可能性があります。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、東日本大震災からの復旧・復興を受け経済活動は緩やかに持ち直しつつあります。

一方で、欧州の債務危機を背景とした海外経済の下振れ懸念、為替や株価の変動、タイの洪水による企業の生産活動への影響等、先行きに対する不透明感が強まっております。

このような状況の中、当社グループにおきましては、電子・半導体や自動車関連業界の一部において、設備投資の持ち直しにより、円高による為替の影響は受けているものの、受注および売上高は堅調に推移しております。

上記のような市場環境に対応して、当社グループでは、「生産性倍増」にグループを挙げて取り組んでおり、社員一人一人の行動計画を見直すことで効率的な事業運営を実現し、計画的な製品開発の実行や市場投入およびコスト削減を進めております。

LED照明事業の新規事業分野においては、コンシューマー向けの製品開発を中止し、優位性のある事業領域に特化して展開することで収益性の改善を図っております。これにより、事業構造改善費用として特別損失に36百万円を計上いたしました。

また、連結子会社である株式会社フェアリープラントテクノロジーにおいては、不採算事業であった植物育成プラント事業を平成24年4月末に廃止し、同事業の損失を削減するとともに、株式会社フェアリープラントテクノロジーの清算準備を進めております。

不採算事業からの撤退を初めとして、収益性の改善に積極的に取り組んだ結果、当第3四半期連結会計期間において、営業損益および経常損益ともに黒字化を達成し、当第3四半期連結累計期間は、売上高3,873百万円（前年同期比2.3%減）、営業利益68百万円（前年同期比61.8%減）、経常利益25百万円（前年同期比83.5%減）、四半期純損失63百万円（前年同期は四半期純利益60百万円）となりました。

なお、「野菜事業」及び「レストラン・カフェ事業」から前第1四半期連結会計期間末に撤退したため、前年同期比較での売上高は減少しております。

セグメントの業績は次のとおりであります。

L E D照明事業

(a) 工業用照明分野

工業用照明分野では、国内におきまして、景気による変動を受けにくい三品業界（食品・薬品・化粧品業界）向けを中心に売上は堅調に推移しました。また、ラベル・シールのインク硬化、パネルの接着用途に利用されるUV（紫外）照射器において、これまでの営業活動が実り、受注は好調に推移しました。

海外におきましては、欧州では、欧州財政債務問題の深刻化やユーロ安の影響により売上高は前年同期に比べ減少しました。

北米では、ドル安の影響は受けたものの主要顧客への関係強化および営業強化が実を結び、売上は好調に推移しました。

アジアでは、新興国経済の成長率の鈍化により売上は前年同期並みとなりました。

(b) 新規事業分野（民生・商業分野、アグリバイオ分野、メディカル分野）

民生・商業分野では、美術館・博物館向け照明等“自然光LED”を活用した製品の拡販に努めたことが実を結び、売上は堅調に推移しました。引き続き“自然光LED”の特長を活かした製品開発、市場投入を図り、“自然光LED”の普及拡大に注力いたします。

メディカル分野では、工業用照明分野で培ってきたLED技術を応用し、医療用LED照明の製品開発を完了し、メディカル分野に本格参入を開始しました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は3,820百万円（前年同期比0.3%減）、営業利益は197百万円（前年同期比54.5%減）となりました。

植物育成プラント事業

平成23年10月には、福井工場においてベビーリーフの受託生産を開始し、収益の改善に努めましたが、計画通りの進捗を得られなかったため、平成24年4月末をもって植物育成プラント事業から撤退いたしました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は53百万円（前年同期比18.9%増）、営業損失は131百万円（前年同期は営業損失183百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末において、総資産は5,877百万円（前連結会計年度末6,179百万円）となりました。これは主に、現金及び預金432百万円の減少、たな卸資産151百万円の増加等によるものであります。

負債は、3,889百万円（前連結会計年度末4,082百万円）となりました。これは主に、長期借入金への借り換え等による短期借入金1,108百万円の減少、未払金51百万円の減少があったものの、1年以内返済予定の長期借入金47百万円の増加、長期借入金526百万円の増加、社債の発行による1年以内償還予定の社債99百万円及び社債201百万円の増加、賞与引当金42百万円の増加等によるものであります。

純資産は、1,988百万円（前連結会計年度末2,097百万円）となりました。これは主に、四半期純損失63百万円、配当金の支払41百万円により利益剰余金105百万円の減少等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した対処すべき課題について重要な変更があった事項は、次のとおりであります。

また、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 対処すべき課題」の項目番号に対応したものです。

植物育成プラント事業の収益性改善を図る。

当社グループは、植物育成プラント事業を平成24年4月末に廃止しているため、対処すべき課題は消滅しております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、448百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000
A種優先株式	5,103
計	65,103

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年4月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年6月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,690	20,690	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は単元株 制度を採用し ておりません。
A種優先株式 (当該優先株式 は行使価額修正 条項付新株予約 権付社債券等で あります。)	5,103	5,103	非上場	(注)1~3
計	25,793	25,793	-	-

(注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

- (1) A種優先株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されております。A種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当社の株価を基準として決定され、または修正されることがあり、当社の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当社普通株式の数は増加する場合があります。
- (2) A種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式数の数は、取得請求が行われたA種優先株式に係る払込金額を以下の基準額で除して算出されます。(1株に満たない端数がある場合は切り捨てます。)また、基準額は、下記のとおり、平成23年10月31日(修正基準日)において、修正基準時価が取得価額を下回った場合に修正されます。
修正基準時価は、修正基準日(同日を含む。)までの直近の30連続取引日の大阪証券取引所JASDAQ市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)又は156,300円のいずれか高い金額であります。
なお、平成23年10月31日(修正基準日)において、修正基準時価が取得価額を下回ったことから、修正後取得価額は156,300円となっております。
- (3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
取得価額の下限 156,300円
取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
6,397株(平成23年10月31日現在におけるA種優先株式の発行済株式総数5,103株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の31%)

(4) 提出会社の決定による優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項の有無

A種優先株式には、取得請求期間中に取得請求のなかったA種優先株式の全部を、取得請求期間の末日の翌日（強制取得日）をもって普通株式の交付と引換えにA種優先株式の全部を取得することができる条項（強制転換条項）があります。また、平成24年7月29日以降、ある90連続取引日の大阪証券取引所JASDAQ市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値がない日数は除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）が、A種優先株式の取得価額の2.2倍を超えた場合、いつでも、所定の手続きをもってA種優先株式の全部又は一部を取得することができる条項（強制償還条項）があります。

なお、詳細は、下記の3.(6)又は3.(8)をご参照下さい。

2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は、割当先に対し、割当先が保有する本優先株式（又は転換後の普通株式）を、当社が指定する第三者に譲渡するよう申し入れることができ、割当先は、当該申し入れが、所定の金額以上であること、かつ、所定の割合以内であること、また、その他条件についての合理的に満足する内容であることを条件に、申し入れに対して真摯に検討しなければならない。

また、割当先は、割当先が保有する本優先株式（又は転換後の普通株式）を譲渡する際は、当社に通知して協議し、所定の場合は当社が代案提示する譲渡先に譲渡しなければならない。

(3) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(4) その他投資者の保護を図るため必要な事項

単元株式数

単元株制度を採用しておりません。

議決権の有無及び内容の差異並びに理由

当社は、A種優先株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行しています。普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式ですが、A種優先株式は、株主総会において議決権を有しません。これは、A種優先株式について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたものであります。

種類株主総会の決議

当社は、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めておりません。

3. A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

当社は、平成23年8月1日に開始する事業年度以降の各事業年度において、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対して剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当額に基準日交付株式数（以下に定義する。）を乗じた額（計算の結果1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てる。）の剰余金の配当を、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同順位にて行う。なお、当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、平成23年7月31日に終了する事業年度に係る剰余金の配当を行わない。

「基準日交付株式数」とは、上記剰余金の配当に係る基準日において下記(4)に定める株式を対価とする取得請求を行なった場合にA種優先株式1株の取得と引換えにA種優先株主に交付される普通株式の数をいう。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき196,000円を支払う。A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(4) 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、平成24年7月29日以降平成29年7月28日(同日を含む。)までの間(以下「取得請求期間」という。)いつでも、法令の定める範囲内において、当会社に対して、次に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、当該請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、請求対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。但し、取得請求の日において、請求対象普通株式数が、当会社の発行可能普通株式総数から発行済普通株式数を控除して得られた株式数を上回る場合には、当会社は、当該株式数の範囲内において、A種優先株主に対して交付する普通株式の数が最大となるように、取得請求されたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が決定する方法により、当該取得請求に係るA種優先株式の一部を取得する。なお、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るA種優先株式の数に196,000円を乗じて得られる額を、下記 乃至 で定める取得価額で除して得られる数(以下「転換時交付株式数」という。)とする。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従い、これを切り捨てた上同項に定める金銭(以下「転換時交付金額」という。)をA種優先株式の取得を請求したA種優先株主に交付するものとする。

当初取得価額

取得価額は、当初、196,000円(以下「当初取得価額」という。)とする。

取得価額の修正

平成23年10月31日(以下「修正基準日」という。)において、修正基準時価(以下に定義される。)が当該修正基準日において有効な取得価額を下回った場合、取得価額は、修正基準日の翌日以降、修正基準時価に相当する額に修正される(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。但し、修正後取得価額が156,300円(但し、下記 に規定する事由が生じた場合、下記 に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

「修正基準時価」は、修正基準日(同日を含む。)までの直近の30連続取引日(以下、本 において「修正基準時価算定期間」という。)の大阪証券取引所JASDAQ市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。なお、修正基準時価算定期間中に下記 に規定する事由が生じた場合、上記の終値の平均値は下記 に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。

取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額(下限取得価額を含む、以下同じ。)を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。))の取得と引換えに普通株式が交付される場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日、以下同じ。)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式の数} - \text{当社が} \\ \text{保有する普通株式の数} \end{array} \right) + \frac{\text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \\ + \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array} \right)}$$

当社に取得させることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日、以下本において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日、以下本において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記乃至のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、取得価額の調整を行う旨並びにその事由、調整後取得価額適用の日及びその他必要な事項を書面によりあらかじめ通知した上、取締役会が上記(a)に準じた調整として合理的と判断する方法により、必要な取得価額の調整を行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由等により、当社が取得価額の調整を必要と認めるとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の大阪証券取引所JASDAQ市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所

大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社

取得請求をしようとするA種優先株主は、当会社の定める取得請求書に、当該取得請求に係るA種優先株式を表示し、その他必要事項を記載した上、取得請求期間中に上記に記載する取得請求受付場所に提出しなければならない。

取得の効力は、取得請求書が上記に記載する取得請求受付場所に到着した日の25日後（以下「取得日」という。）に発生し、当社は、A種優先株式を取得し、当該取得請求をしたA種優先株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。但し、取得日（同日を含まない。）までに下記（7）に定める買戻日が到来した場合には、上記に定める取得請求書記載の取得請求に係るA種優先株式のうち、下記（7）に定める現金取得通知記載の取得するA種優先株式については、本項に定める取得請求権に基づく取得の効力は発生しない。

当社は、上記に記載する取得の効力発生後、当該取得請求をしたA種優先株主に対して、当該A種優先株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

（5）金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、当社普通株式が日本のいずれかの金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。）において上場廃止が決定されたとき又は平成28年7月29日以降平成29年7月28日（同日を含む。）までの間、いつでも、法令及び分配可能額の範囲内において、当社に対し、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、当該請求に係るA種優先株式1株を取得するのと引換えに、196,000円の金銭を当該A種優先株主に対して交付する。但し、分配可能額を超えてA種優先株主から本項に基づくA種優先株式の取得請求がなされた場合には、当社は、分配可能額の範囲内において、取得請求されたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が決定する方法により、当該取得請求に係るA種優先株式の一部を取得する。なお、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。

（6）普通株式を対価とする取得条項（強制転換条項）

当社は、取得請求期間中に取得請求のなかったA種優先株式の全部を、取得請求期間の末日の翌日（以下「強制取得日」という。）をもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株主に対して、その有するA種優先株式の数に196,000円を乗じて得られる額を、下記に定める強制取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

上記に定める強制転換の場合における取得価額は、強制取得日に先立つ5連続取引日（以下「強制取得価額算定期間」という。）の大阪証券取引所JASDAQ市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする（以下「強制取得価額」という。）。なお、強制取得価額算定期間中に上記（4）に規定する事由が生じた場合、上記の終値の平均値は上記（4）に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

当社は、取得の効力発生後、A種優先株主に対して、当該A種優先株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

(7) 金銭を対価とする取得条項（現金取得条項）

当社は、上記（4）に定める普通株式を対価とする取得請求をしようとするA種優先株主が上記（4）に定める必要事項を記載した取得請求書を上記（4）に定める取得請求受付場所に提出した場合に限り、当社の取締役会が別途定める日（以下「買戻日」という。）の少なくとも15日前までに、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、当該取得請求の対象となっているA種優先株式の全部又は一部を取得する旨並びに買戻日、取得するA種優先株式の数及びその他必要な事項を書面により通知（以下「現金取得通知」という。）及び公告することにより、買戻日の到来をもって、法令及び分配可能額の範囲内において、当該取得請求の対象となっているA種優先株式の全部又は一部（但し、発行済みのA種優先株式の総数の60％に相当する数（累計）を上限とする。）を取得することができるものとする。当社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記に定める買戻し基準時価に上記（4）に定める転換時交付株式数を乗じ、さらに上記（4）に定める転換時交付金額を加算した金額に相当する金銭を交付するものとする。買戻し基準時価とは、現金取得通知の日に先立つ30連続取引日（以下「買戻し基準時価算定期間」という。）の大阪証券取引所JASDAQ市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、買戻し基準時価が取得価額の2.2倍を超える場合は取得価額の2.2倍相当額とする。なお、買戻し基準時価算定期間中に上記（4）に規定する事由が生じた場合、上記の終値の平均値は上記（4）に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(8) 金銭を対価とする取得条項（強制償還条項）

平成24年7月29日以降、当社は、ある90連続取引日の大阪証券取引所JASDAQ市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）が、A種優先株式の取得価額の2.2倍を超えた場合、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の少なくとも35日前に、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式の全部又は一部を取得する旨並びに強制償還日、取得するA種優先株式及びその他必要な事項を書面により通知及び公告することにより、強制償還日の到来をもって、法令及び分配可能額の範囲内において、A種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき、196,000円の高額をA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して交付するものとする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成24年2月1日～ 平成24年4月30日	30	25,793	900	462,150	900	577,450

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年1月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 5,103	-	「(1)株式の総数等」 に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,660	20,660	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	25,763	-	-
総株主の議決権	-	20,660	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 取締役の状況

退任取締役

氏名	退任年月日
米田 賢治	平成24年4月2日

(注) 1. 指名委員会 委員長 米田賢治退任

2. 当社の指名委員会については次のとおりであります。

指名委員会 委員長 各務嘉郎、委員 中河光雄、委員 酒見康史

(2) 執行役の状況

退任執行役

役名	職名	氏名	退任年月日
代表執行役会長	-	米田 賢治	平成24年4月2日

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
代表執行役社長	-	代表執行役社長	新規事業部門 担当	米田 賢治	平成24年2月9日
執行役	経営企画部門担当兼 新規事業部門担当	執行役	経営企画部門 担当	大西 浩之	平成24年2月9日
代表執行役会長	-	代表執行役社長	-	米田 賢治	平成24年2月20日
代表執行役社長	生産部門担当	常務執行役	生産部門担当	各務 嘉郎	平成24年2月20日

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年2月1日から平成24年4月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年8月1日から平成24年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、京都監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年7月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,763,125	1,330,722
受取手形及び売掛金	1,324,695	1,314,004
商品及び製品	361,768	444,010
仕掛品	155,697	172,592
原材料及び貯蔵品	508,506	561,155
繰延税金資産	88,078	121,578
その他	81,182	57,224
貸倒引当金	1,374	1,393
流動資産合計	4,281,679	3,999,895
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,214,484	1,217,070
減価償却累計額	371,896	406,880
建物及び構築物(純額)	842,587	810,189
機械装置及び運搬具	259,217	260,607
減価償却累計額	254,449	255,563
機械装置及び運搬具(純額)	4,768	5,043
工具、器具及び備品	653,600	719,918
減価償却累計額	559,011	606,656
工具、器具及び備品(純額)	94,588	113,261
土地	763,028	763,028
リース資産	13,109	13,109
減価償却累計額	13,109	13,109
リース資産(純額)	-	-
建設仮勘定	-	242
有形固定資産合計	1,704,972	1,691,765
無形固定資産	65,714	61,957
投資その他の資産	127,188	124,155
固定資産合計	1,897,875	1,877,879
資産合計	6,179,555	5,877,774

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年7月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	199,236	219,466
短期借入金	1,685,855	577,855
1年内返済予定の長期借入金	630,515	678,145
1年内償還予定の社債	-	99,000
リース債務	7,543	7,560
未払金	285,435	234,360
未払法人税等	36,169	64,005
賞与引当金	69,133	111,395
その他	42,371	58,695
流動負債合計	2,956,261	2,050,486
固定負債		
社債	-	201,000
長期借入金	1,001,731	1,528,234
リース債務	17,074	11,394
繰延税金負債	23,972	19,849
退職給付引当金	41,948	46,023
資産除去債務	25,927	25,734
その他	15,371	6,608
固定負債合計	1,126,025	1,838,844
負債合計	4,082,286	3,889,330
純資産の部		
株主資本		
資本金	461,250	462,150
資本剰余金	1,513,749	1,514,649
利益剰余金	249,469	144,363
株主資本合計	2,224,469	2,121,163
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	127,201	132,719
その他の包括利益累計額合計	127,201	132,719
純資産合計	2,097,268	1,988,443
負債純資産合計	6,179,555	5,877,774

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年8月1日 至平成23年4月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年8月1日 至平成24年4月30日)
売上高	3,963,975	3,873,861
売上原価	1,599,576	1,619,740
売上総利益	2,364,399	2,254,120
販売費及び一般管理費	2,185,123	2,185,658
営業利益	179,276	68,462
営業外収益		
受取利息	958	902
助成金収入	6,030	8,412
受取保険金	-	12,078
副産物収入	43,427	-
その他	7,313	7,596
営業外収益合計	57,729	28,989
営業外費用		
支払利息	60,508	57,549
為替差損	8,899	209
売上割引	6,738	7,418
その他	3,035	6,277
営業外費用合計	79,180	71,454
経常利益	157,825	25,997
特別利益		
貸倒引当金戻入額	406	-
固定資産売却益	242	-
特許関連収入	30,000	-
特別利益合計	30,649	-
特別損失		
固定資産除却損	2,186	242
事業構造改善費用	-	36,958
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	12,495	-
特別損失合計	14,682	37,200
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	173,792	11,203
法人税、住民税及び事業税	61,279	85,887
法人税等調整額	52,250	33,304
法人税等合計	113,529	52,582
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	60,262	63,786
四半期純利益又は四半期純損失()	60,262	63,786

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年8月1日 至平成23年4月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年8月1日 至平成24年4月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	60,262	63,786
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	17,466	5,518
その他の包括利益合計	17,466	5,518
四半期包括利益	77,728	69,304
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	77,728	69,304
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年8月1日 至 平成24年4月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年8月1日 至 平成23年4月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年8月1日 至 平成24年4月30日)
減価償却費	120,926千円	105,972千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年8月1日 至 平成23年4月30日)

1. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年9月29日 取締役会	普通株式	40,044	2,000	平成22年7月31日	平成22年10月14日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成22年7月26日開催の取締役会において、三菱化学株式会社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議し、平成22年8月11日に払込手続が完了しております。

この結果、第1四半期連結会計期間において、利益剰余金が62,988千円減少、自己株式が159,007千円減少しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末において、自己株式はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年8月1日 至 平成24年4月30日)

1. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年9月29日 取締役会	普通株式	41,320	2,000	平成23年7月31日	平成23年10月13日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年8月1日 至平成23年4月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注1)	四半期連結損益 計算書計上額 (注2)
	LED照明事業	植物育成プラ ント事業	野菜事業	レストラン・ カフェ事業	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	3,831,163	45,279	78,151	9,381	3,963,975	-	3,963,975
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,013	-	-	-	1,013	1,013	-
計	3,832,176	45,279	78,151	9,381	3,964,988	1,013	3,963,975
セグメント利益又は損失 ()	434,573	183,294	48,876	9,873	192,529	13,252	179,276

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 13,252千円には、セグメント間取引消去8,104千円、各セグメントに配分していない全社費用 21,357千円が含まれております。全社費用は、株式会社フェアリープラントテクノロジーの第1四半期連結会計期間までの管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年8月1日 至平成24年4月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期連結損益計 算書計上額 (注2)
	LED照明事業	植物育成プラ ント事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,820,028	53,832	3,873,861	-	3,873,861
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,747	4,311	7,059	7,059	-
計	3,822,775	58,144	3,880,920	7,059	3,873,861
セグメント利益又は損失 ()	197,562	131,274	66,287	2,174	68,462

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額2,174千円には、セグメント間取引消去2,174千円が含まれておりま
す。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社は、従来、「LED照明事業」、「植物育成プラント事業」、「野菜事業」及び「レストラン・カフェ事業」の4つを報告セグメントとしておりましたが、前第1四半期連結会計期間末に、「野菜事業」及び「レストラン・カフェ事業」から撤退しました。

これにより、当第3四半期連結累計期間は、「LED照明事業」及び「植物育成プラント事業」の2つを報告セグメントとしております。

また、平成24年4月末に「植物育成プラント事業」から撤退をしております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年8月1日 至平成23年4月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年8月1日 至平成24年4月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	2,920円15銭	2,475円53銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (千円)	60,262	63,786
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(千円)	60,262	63,786
普通株式の期中平均株式数(株)	20,636.63	25,766.61
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	2,916円93銭	-円-銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	22.79	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年6月13日

シーシーエス株式会社
取締役会 御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松永 幸廣 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中村 源 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシーシーエス株式会社の平成23年8月1日から平成24年7月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年2月1日から平成24年4月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年8月1日から平成24年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シーシーエス株式会社及び連結子会社の平成24年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。